

佐賀県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類及び路線名 | | 道路の区域 | | 変更前後の別 | 幅員メートル | 延長メートル |
|---|--|--|---|--------|-------------|--------|
| | | 区 | 間 | | | |
| 県道 大木庭武雄線 | | 鹿島市大字三河内字塚原乙一 ○一番一地先から 鹿島市大字三河内字松山乙一 七四番四地先まで | 後 | 前 | 二二・八 五・五 | 一三五・八 |
| | | | 〃 | 〃 | | |
| 鹿島市大字三河内字松山乙一 七〇番一地先から 鹿島市大字三河内字谷口甲二 一三三番三地先まで | | 〃 | 後 | 前 | 二六・七 五・九 | 六八〇・九 |
| | | | 〃 | 〃 | | |